

平成25年 第2回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成25年第2回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成25年7月30日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙について
日程第 4 議案第68号 専決処分について
 専決第18号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 専決第19号 平成25年度南会津町一般会計補正予算(第3号)
日程第 5 議案第69号 工事請負契約について(林道白桑山線開設工事)
日程第 6 議案第70号 平成25年度南会津町一般会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	大 桃 英 樹	議員	3番	湯 田 良 一	議員
4番	室 井 嘉 吉	議員	5番	室 井 実	議員
6番	湯 田 哲	議員	7番	渡 部 優	議員
8番	楠 正 次	議員	9番	高 野 精 一	議員
10番	山 内 政	議員	11番	渡 部 忠 雄	議員
12番	湯 田 秀 春	議員	13番	星 登 志 一	議員
14番	阿久津 梅 夫	議員	16番	大 竹 幸 一	議員
17番	菅 家 幸 弘	議員	18番	芳 賀 沼 順 一	議員

欠席議員(1名)

15番 五十嵐 司 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
芳賀美恵子	会計室長	長沼芳樹	総合政策課長
湯田文則	総務課長	角田厚	商工観光課長
星不二夫	税務課長	穴戸英樹	住民生活課長
舟木由紀子	健康福祉課長	鈴木忠男	建設課長
長沼豊	環境水道課長	大竹洋一	農林課長
星正信	農業委員会 事務局長	原田稔	学校教育課長
湯田順一	生涯学習課長	室井裕	舘岩総合支所長
齊藤友一	伊南総合支所長	近藤甚悦	南郷総合支所長

事務局職員出席者

酒井直伸	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により欠席する旨、届け出のあった議員は15番、五十嵐司君です。

ただいまから平成25年第2回南会津町議会臨時会を開会します。



◎黙禱と追悼の言葉

○芳賀沼順一議長 ここで、故長谷川耕一君のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

皆様ご起立をお願いします。

〔一同起立〕

○芳賀沼順一議長 事務局長をして号令いたさせます。

○酒井直伸事務局長 よろしくをお願いします。

黙禱。

〔一同黙禱〕

○酒井直伸事務局長 お直りください。

○芳賀沼順一議長 着席してください。

〔一同着席〕

○芳賀沼順一議長 ありがとうございました。



◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、大桃英樹君及び16番、大竹幸一君を指名します。



◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。



◎南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙について

○芳賀沼順一議長 日程第3、南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、長谷川耕一君の死亡に伴う補欠選挙です。

本議員の選任については、議会申し合わせにより議会広報委員会を除く常任委員会の推薦によって充てることとしております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思

います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

南会津地方環境衛生組合議会議員に、産業建設委員、渡部忠雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました渡部忠雄君を、南会津地方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました渡部忠雄君が南会津地方環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま南会津地方環境衛生組合議会議員に当選された渡部忠雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

これで南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙を終わります。

なお、議長から報告しておきます。

欠員となっておりました産業建設委員会副委員長は、委員会の互選の結果、山内政君が互選されましたので報告しておきます。



◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 ここで、議案審議に当たり議長から申し上げます。

これから議題となります日程第4、議案第68号から日程第6、議案第70号までの議案審議については、議会基本条例第10条の規定によって質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会

議規則第55条のただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑の趣旨は簡潔明瞭にお願いします。

日程第4、議案第68号 専決処分について、専決第18号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第19号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 皆さん、おはようございます。

提案理由の説明に先立ちまして、改めまして長谷川耕一議員のご冥福を心からお祈り申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年第2回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、今議会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、議案第68号 専決処分についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴う南会津町国民健康保険税条例の一部改正及び平成25年度南会津町一般会計補正予算について、専決処分したものであります。

初めに、専決第18号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、南会津町国民健康保険税条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

次に、専決第19号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、1点目が会津高原尾瀬口駅のトイレ改修工事に当たり、排水処理については駅から憩いの家までの通路を利用している既設の排水管を引き続き使用する計画でございましたが、この排水管の破損によるし尿漏れが発生したことから、今後の維持管理を含め検討いたしました結果、この排水管を使用せず駅トイレ単独の浄化槽を整備することとしたことによる工

事請負費を追加補正したものであります。

2点目が、小豆温泉花木の宿の離れ客室へ送管しておりますガス管にガス漏れが起きていることが発見され、離れの客室の給湯設備等が使用できない状況となったことから、緊急にプロパンガスを設置するための修繕費を追加補正したものでありまして、これら2件の財源を予備費対応をしたものでありまして、予算総額はそのままとしたものであります。

以上、専決処分いたしました2件につきましてご説明申し上げましたので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 専決の18号の国保のことについてちょっと伺いますが、今の説明で上位の法律といいますか、施行令が変わったから変わるというのはわかったんですが、内容を見てみると、これは上場株式等にかかわる配当取得にかかわる国民健康保険税の課税の特例ということになるものですから、株の配当があった場合に国保税が、例えば今までかかっていたのが今度はかからないとか、その実質的な内容はどうなるのかということ伺いたいです。内容が変わらないのなら変わらないでもいいですけども、その内容を。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 16番、大竹議員さんにお答えいたします。

中身につきまして、配当所得の損益通算の特例の対象に今まで入っておりませんでした特定公社債の利子所得が加えられ、今まで損益通算ができなかったものができるようになったと。

総合課税と分離課税というものがありまして、そこまで今までここに出てくる上場株式等、これらについてへの配当所得の一部特例があったわけですけども、その配当所得の損益通算に含まれていなかったものが、今回の改正によってこの特定公社債利息の部分が損益通算することができるようになったというのが具体的な改正の中身なんですが、以上でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、その配当所得があった場合には当然所得とみなされるわけでしょうけれども、今の話だと損益通算とあって、だから損害があった場合のこと、株を持っている人がもうけではなくて損害があった場合に、何かそこがちょっと損害があった場合にどうなるのかということをもっとわかりやすく、もうかった場合と損した場合の何か違いだ

と思うんですが、そこをちょっとわかりやすくお願いします。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えします。

損益通算と申し上げますのは、株の取り引き等で損失を出した場合に翌年度、要するに繰り越すことができると、それを損益通算と申し上げます。その損益通算にその特定公社債の利子、この部分、結果的に損益が出た場合は翌年度にその損益を通算ということですので、ほかの所得のもうかったのとマイナスになっておるのを合わせることができると。

ですから、今までは別々に課税されていたものが、結果的には損失が出た場合は申告された方にとってはメリットになるわけですね。通常、損益通算というのは単年度で終わってしまうものが、損益通算できるということですので、プラスの部分とマイナスの分を合わせて所得として判定するということですので、その部分が新たに損益通算することを可能にしたということが今回の改正の部分でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、南会津町ではそんなに該当者はいないでしょうけれども、株を持っている人にとっては有利になったということですか、有利になったと。そういう解釈でいいですか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 一概に有利といたしますか、たしかに今まで損益通算といたしますか、そのマイナスの部分も含めることができなかつた部分、マイナスにならなければこの部分、損益通算の必要もないわけですが、それが可能になったということは、そのときそのときによって変わるかとは思いますが、メリットになったというふうに解釈されても大丈夫だと思います。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

○16番 大竹幸一議員 はい。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第68号 専決処分については承認することに決定しました。



◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第5、議案第69号 工事請負契約について（林道白桑山線開設工事）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第69号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、林道白桑山線開設工事の請負契約について、南会津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、林道開設工延長374.75メートルでありまして、町内建設業者7社を指名し、7月26日指名競争入札を執行した結果、請負金額6,279万円で久米工業株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成26年3月31日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この工事は374メートルということなんですが、多分去年かな、あの事故があった後の工事かなと思うんですが、全体的に今回はどの辺の場所というのかな、ダムの上あたりをいうのか、その場所とあと全体的ないつごろ終わる予定かなというようなこと、

その辺を伺いたいのですが。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

本工事については、本事業については平成12年度から計画しておりまして、全体事業は4,415メートルを計画しております。今回の374.75メートルを開設しますと、全線開通になるところでございます。一番頂上付近でありまして、今回が終われば全て事業が完了する予定になっているところであります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 今回の工事も含めてなんですが、最近の町のこの工事の入札の状況について、辞退というのが結構目につくような感じでございます。こういうことについても、これ次の入札に何か影響するようなことというのは何かあるんですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えをいたします。

今回の契約案件の以前の問題についても、大竹幸一議員のほうから同じようなご指摘を受けて、私のほうで現在の指名競札制度についてお答えをしてきた経過がございます。私どもとしても、それぞれの業者が現在どのぐらいの受注高であったり、あるいはそれに伴ういわゆる技術者が会社によって何名配置されているか、そういったことを踏まえて指名業者を決定しているところでございます。

今回の案件につきましては、いわゆる5,000万円を超えるということで町の指名の規定の中で、町がランクをしているいわゆるAランクを指名するということに決まっております。

議員ご承知のとおり、一昨年からの災害から受注高が伸びまして、先ほど言いましたそれぞれ会社が持っている受注量であったり、そういうようなものも勘案して、町の規定で指名はしておりますが、この工事が議会の議決案件としては最後の工事だというふうに本年度思っておりますので、今後さらにそれぞれ会社の調査を含めて今後の指名のあり方については町としても検討してまいりたいと思います。

今ご指摘の直接、今回辞退したから次のいろいろな入札に指名から外すとか、そういった考えはございませんのでご理解をいただきたいというふうに思っています。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 説明はわかりました。

規定上何ら次回の指名から漏れるだろうとか、そういうことの、あるいは何も制限というかそういうことはないという理解でいいということですね。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 はい。今ご質問のと通りの答えでよろしいかというふうに認識しておりますが、いずれにいたしましても建物の工事があつたり、こういう林道土木工事があつたり、その職種によって技術者の配置の数が全然違うものですから、そういったものの数値を我々としては把握して、指名しても受注できる可能性のある業者について指名をしていくと、そういった考え方でありますのでご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 はい、了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 今回でこの道路が開通したということで、くしくも私が平成11年9月町会議員になったときにこの道路が始まって、この長いところをつくって実際に効果があるのかという話を当時思い出しますけれども、それで実際に全線終わったということで全部お金かかった金額と、それから町で持ち出した一般財源の金額、それから今後ただ通しただけで終わってしまうのか、町としてこの道路が全線開通したのでどのように利用しようとしているのか、その全体計画等があればお答えいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

本事業については、全体事業費が5億5,490万円でありまして、これまでの今までの現在かけた金額については5億4,843万円になっております。今、一般財源については、すみません、手元に資料がありませんので、これは補助事業がありますので、後で説明したいと思います。

あと、どのように利用するのかということですが、林道の周辺には森林が天然林が149ヘクタール、人工林が27ヘクタール、合計176ヘクタールがありますので、その中で20年、30年生の人工林がありまして、これから間伐と、または今後利用できるものがあれば出せると思いますので、利用したいと思いますので、そういうところを含めながらこの林道を活用して

いきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これは大分長い事業なので多分補助事業の名前だとか、そういうのもいろいろ変わっていると思うんですけども、そんな意味で一般財源、算出ばつとできないのかと思うんですけども、実際にいろいろな事業名が変わったのかどうかだけで結構です。

それともう一つは、これだけ立派な道路が通ったのでこれだけでは終わらないと思うので、路網の計画とか、そういうものがあれば計画をお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

当初は森林の事業名、今現在の事業名が「森林管理整備事業」というような表現になっております。

路網については、今後民有林と、民有林がほとんどなものですから、民有林の地権者と協議をしながら路網の整備を進める必要があるのかというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第6、議案第70号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第70号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,513万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ118億4,417万2,000円としたものであります。

まず、歳出よりご説明申し上げます。

歳出の主な内容であります。田島第二小学校区の学童保育施設建設に当たり、労務単価の引き上げや風除室の増設等により工事請負費を追加補正するほか、平成25年6月26日破産宣告をいたしました株式会社伊南建設工業の残工事であります平成23年災 林道施設災害復旧事業にかかる工事請負費を追加計上するものであります。

一方、歳入につきましては、歳出に計上いたしました平成23年災 林道施設災害復旧事業にかかる県補助金を計上するほか、歳出の財源不足を財政調整基金を取り崩して対応するものであります。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 災害復旧費の林業施設災害復旧費について質問いたします。

これは先ほど町長から提案の理由の中にありましたように、伊南建の残工事ということですが、平成23年で繰り越しをかけて多分それで終わらなかったというような経過があると思うんですが、今後この工事に全く新しい形で臨むというような理解でいいのかどうか。それから、今までの経過ですね、平成23年度事業はここで終わって新たに今回補正するんだというようなことだと思うんですが、その辺のところを説明をお願いします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

本件は、青柳線、横向線、2路線の災害復旧費でありまして、平成23年災の災害を通常の繰り越し、事故繰り越しとして本年度完了する予定でありましたが、会社が破産しましてこの事業については一旦清算して、平成23年災を過年災という災害復旧ということで、今年度平成25年、今回補正予算をいただければ新たに発注し、新たな業者で今後事業を災害復旧に向けて入る予定であります。

これも平成25年度の予算でありますので、新たにもしも今年度中に事業完了ができない場合は、また通常の繰り越しができるというようなことであります。そういうわけで、繰り越しをしながら災害復旧を1日も早く復旧していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 大体わかりました。

どうしても林道ですと、手前から順繰り順繰りに工事をしていかないと前に進めない工事です。ありますので、平成25年度をゼロと、1年という形で次に繰り越せるというようなことを今、課長から説明をいただきましたので、少しほっとしております。いかんせんこれから発注ですともう8月過ぎ、もう間もなく何も仕事しないで冬になるというようなことでございますので、その辺のところをしっかりと現場の主導をとりながらお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

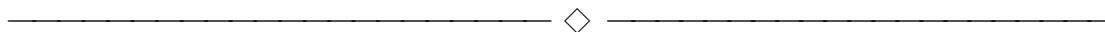
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

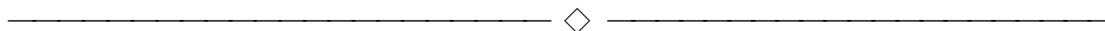


◎閉議の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

上衣の着用を願います。

これで会議を閉じます。



◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 平成25年第2回南会津町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員